

国立感染研村山庁舎施設のBSL-4施設としての指定について

1. 高度安全試験検査施設(BSL-4施設)の必要性

- ◆ エボラ出血熱の原因ウイルスなど、危険度の高い病原体(一類感染症)を安全に取り扱うことができるよう高度に安全管理された施設。
- ◆ ウイルスの遺伝子レベルの解析やウイルスの動物への感染実験などは、BSL-4 施設でなければならず、以下のような万全の感染症対策に不可欠。
 - ① 感染経路の分析、患者の治療経過及び治癒の確認
 - ② 検査法の開発研究
 - ③ 治療薬や予防薬等の開発研究

(日本企業が開発したエボラ治療候補薬^(※)も、海外で研究せざるを得ない。)

(注) エボラ出血熱疑似症例の診断検査は、国立感染研村山庁舎のBSL-3施設で実施可能。

2. 我が国におけるこれまでの状況

- ◆ 昭和56(1981)年、国立感染症研究所村山庁舎に、一種病原体を取り扱うことのできる実験施設を整備したが、住民の反対を踏まえBSL-4施設として利用していなかった。(利用できないのは、G7では日本のみ)
- ◆ 平成26年のエボラ出血熱の西アフリカでの感染拡大もあり、BSL-4施設の稼働が喫緊の課題となった。

3. 市民の理解を得るための取組み

- ◆ 平成26年11月17日、塩崎厚労大臣が武蔵村山市長と会談し、国立感染研のBSL-4施設の使用に関して協議することを確認。
- ◆ BSL-4施設に対する市民の理解を得るため、以下のような取組を実施。
 - ・ 近隣自治会の代表を含む第三者も参画した協議会の開催（合計5回）
 - ・ 市民公開セミナーの開催（合計3回、96名参加）
 - ・ 市民向けのBSL-4施設見学会の開催（合計4回、84名参加）

4. 厚労大臣・武蔵村山市長会談の概要

- ◆ 平成27年8月3日、塩崎厚労大臣が武蔵村山市長と会談し、以下の4点について確認した。
 - ① 災害時等の安全対策の強化
 - ② BSL-4施設で実施する業務の範囲
 - ③ 情報開示・コミュニケーションの推進
 - ④ 将来的な立地場所の検討
- ◆ 武蔵村山市長より、上記4点の確認事項を前提として、施設稼働はやむを得ない旨の判断を頂き、8月7日、感染症法に基づく施設の指定を行った。

5. 今後の対応

- ◆ 感染症対策に万全を期す観点から、武蔵村山市長と確認した事項に沿って、地域住民の皆様方の安全・安心を最優先としつつ、施設を運営していく。

国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会における議論の整理 (平成27年7月16日)

(1) 安全対策、防災対策について

平常時の安全対策については一定の理解が得られたが、震度6強以上の大地震や火災等の不測の事態への対処について、近隣住民等への伝達方法も含めた対策が必要との意見があった。

(2) BSL-4施設の必要性について

エボラ陽性となった患者の健康のために使用するのはやむを得ないが、たくさんの実験動物を使った基礎研究は実施すべきではないという意見があった。

他方で、自分の身内や近隣の人が感染したときに、有効な治療法がないとあって、手をこまねいてみているわけにはいかず、診断、治療、感染予防などのための研究に、BSL4施設を使用する必要があるという意見もあった。

(3) 立地条件について

町中に施設があることへの不安が表明されていることや、病院も併設した先駆的な施設を別の場所に新設すべきとする日本学術会議の提言の考え方を踏まえ、将来的には別の場所に建設することも検討し、現在の施設の利用は過渡的なものとするべきという意見があった。

(4) 情報開示・コミュニケーションについて

昭和56年の施設建設当時の説明が不十分であったとの厳しい指摘があったほか、今後の施設運営に当たっては、施設見学や説明会を開催するなどして透明性の確保に努めるべきという意見があった。

国立感染症研究所村山庁舎の運営等について(武蔵村山市長からの要望 平成27年8月3日)

1 施設の安全対策、防災対策について

施設の運営は、市民の安全・安心の確保を最優先に対応すること。

特に、災害や事故に備えるため、市や警察等の関係機関とも連携し、周辺住民に対する円滑な連絡や状況説明について、責任を持って対応する体制を構築するとともに、施設の安全性を確保する各種設備については、常に良好に機能するよう責任を持って適切に保守管理を行うこと。

また、万が一事故等が発生した場合には、直ちに適切な措置を講ずるとともに、市や周辺住民に対して、速やかに情報提供を行うこと。

更に、施設周辺の安全対策や事故・災害対策及び避難対応については、市と連携し、適切に対応すること。

2 BSL-4施設で実施する業務について

施設が稼働した場合における実施業務は、国内で感染者が確認された際に感染者の生命を守るために必要な診断や治療等に関する業務に特化すること。

また、今後の施設運用については、市民への情報提供や施設の安全対策を積極的に行った上で、市民の理解を得つつ国が責任を持って進めること。

3 情報開示・コミュニケーションについて

施設運営の透明性を確保するため、施設運営連絡協議会を継続して開催し、施設の使用状況を報告するとともに、施設見学会や説明会も継続的に実施し、積極的な情報開示や、地域とのコミュニケーションの強化に努めること。

更に、施設の運営状況をチェックするため、感染症対策に関する有識者による体制の確保も検討すること。

4 施設の移転について

施設が市街地にあることに対する不安やワクチン開発等の研究が可能な最新の設備を備えた施設の新設が必要であるとする日本学術会議の提言を踏まえ、当市以外の適地へのBSL-4施設の移転について速やかに検討し、結論を得ること。

厚生労働大臣 確認事項（平成27年8月3日）

1. 国立感染症研究所村山庁舎（以下、「村山庁舎」という。）の施設運営は、市民の安全・安心の確保を最優先に対応する。また、災害や事故に備えるため、国として、市や警察等の関係機関とも連携し、周辺住民に対する円滑な連絡や状況説明について、責任を持って対応する体制を構築するほか、このような市との連携も踏まえ、施設及び施設周辺の安全対策や事故・災害対策及び避難対応の強化を進める。
2. 村山庁舎のBSL-4施設の使用は、感染者の生命を守るために必要な診断や治療等に関する業務に特化する。なお、制約なく研究目的で使用することに対する地域住民の懸念を払拭するよう、コミュニケーションを積極的に行いながらBSL-4施設を使用する。
3. 村山庁舎の施設運営の透明性を確保するため、国立感染症研究所 村山庁舎施設運営連絡協議会を継続して開催し、施設の使用状況を報告するとともに、施設見学会や説明会も継続的に実施し、積極的な情報開示や地域とのコミュニケーションを推進する。また、村山庁舎のBSL-4施設運営に当たっては、外部有識者を活用したチェック体制を確保する。
4. 施設の老朽化も踏まえ、日本学術会議の提言等も参考にし、武蔵村山市以外の適地におけるBSL-4施設の確保について検討し、結論を得る。

国立感染研村山庁舎 施設運営連絡協議会の概要

1. 国立感染研村山庁舎施設運営連絡協議会を設置(26年12月)

[所掌] 利用状況、安全対策及び災害対策など施設運営全般にわたる、情報の共有、協議、調査、評価、提言

[委員構成] 自治会代表(4)、雷塚小学校代表(1)、都立村山特別支援学校代表(1)、学識経験者(3、地元医師会等)、武蔵村山市職員(4)、東京消防庁北多摩西部消防署職員(1)、東京都多摩立川保健所職員(1)、国立感染研職員(6)、厚生労働本省職員(2)

(座長:感染研副所長)

[会議の公開] 原則公開、ただし、防犯対策等の情報は非公開

2. 開催経過

- **第1回施設運営連絡協議会(平成27年1月20日)**
 - ・ 施設の概要、安全対策、実験動物や放射性物質の取扱、地震対策等について説明
- **施設見学会(合計4回、平成27年2月4日～10日)**
- **第2回施設運営連絡協議会(平成27年2月17日)**
 - ・ これまでいただいた質問への回答
- **第3回施設運営連絡協議会の開催(3月17日)**
 - ・ これまでいただいた質問への回答
- **第4回施設運営連絡協議会の開催(6月5日)**
 - ・ これまでの議論の整理、市民向け施設見学会の概要報告
- **第5回施設運営連絡協議会(7月16日)**
 - ・ これまでの議論の整理(まとめ)、市民向け施設見学会の概要報告